

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型特別養護老人ホーム 紬

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大津市指定第 2590100927 号)

当施設は、ご入所者に対して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 六匠会
法人所在地	〒520-0865 滋賀県大津市南郷六丁目 1102 番地の 1
電話番号	077-531-0102
代表者氏名	理事長 北村 拓人
法人設立年月日	令和 2 年 3 月 26 日

2 ご利用施設

施設の名称	地域密着型特別養護老人ホーム 紬
指定年月日および指定番号	令和 3 年 3 月 31 日 大津市指定 第 2590100927 号
施設の所在地	〒520-0865 滋賀県大津市南郷六丁目 1102 番地の 1
電話番号	077-531-0102
建物の構造	木造 地上 2 階建 (準耐火建築)
延床面積	1344.30 m ²
施設長名	松川 恵
開設年月日	令和 3 年 4 月 1 日
入所定員	29 名

3 併設事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	利用定数
(介護予防) 短期入所生活介護	令和 3 年 6 月 1 日	2570105631 号	6 人

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、ご入所者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるような支援に努め、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを適正に提供することを目的とします。
施設運営の方針	・ご入所者の自立支援を念頭におき、入浴、排せつ、食事などの生活関連介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを行い、ご入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来る支援を目指します。 ・ご入所者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供するように努めます。 ・明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

5 設備の概要

設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	29 室	「月」ユニット 9 室 「風」ユニット 10 室 「暁」ユニット 10 室 各居室の面積 12.47 m ²
共同生活室	3 室	1 ユニット 1 室
機械浴室	1 室	
一般浴室	2 室	
医務室	1 室	
相談室	1 室	
地域交流室	1 室	

*ショートステイユニットを併設しています。

6 職員体制と役割

職 種	職員数	指定基準
施設長（介護支援専門員と兼務）	1	1
生活相談員	1	1 以上
介護職員	9 以上	10 以上 (常勤換算方法)
看護職員	1 以上	
機能訓練指導員	1	1 以上
介護支援専門員（施設長と兼務）	1	1 以上
医師	1	必要数
管理栄養士	1	1 以上
事務員	1	なし

宿直員	7	1
-----	---	---

職 種	職 務 内 容
施設長	施設全体の経営・業務の管理運営の統括にあたります。
生活相談員	入所者の生活向上の為の相談、援助その他生活上の便宜に関する援助にあたり、また、サービス利用の為に必要な連絡調整を行います。そして、入所者の家族をはじめ対外的窓口としての役割を担います。
介護職員	介護計画に基づく利用者の介護、環境整備にあたり、入所者の施設生活を全般に渡って支援します。
看護職員	入所者の医学的管理上の看護及び医師の補助を行い、入所者の療養上の援助及び健康管理をします。
機能訓練指導員	入所者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善及び維持の為の機能訓練をします。
介護支援専門員	介護計画の作成とサービス提供の進行管理、評価をします。
医師	入所者の健康管理及び保健衛生の指導をします。 週 1 回 木曜日 15:30～16:30
	ご家族への病状の説明や他科受診への紹介等にも対応します。
管理栄養士	食事献立の立案及び栄養管理、調理員の指導などの食事関連業務をします。
事務員	経理・請求・労務等の事務、及び設備備品管理をします。
宿直員	夜間の管理当直をします。

7 職員の勤務体制

職種	勤務区分	勤務時間
施設長	日勤	8：30～17：30
事務員	日勤	8：30～17：30
生活相談員	日勤	8：30～17：30
	早出	6：30～17：45
	遅出	9：15～20：30
介護支援専門員	日勤	8：30～17：30
介護職員	早出	6：30～17：45
	遅出	9：15～20：30
	夜勤	20：20～翌 7：50
看護職員 (機能訓練指導員)	日勤	8：30～17：30
	早出	6：30～17：45
	遅出	9：15～20：30
医師	非常勤	毎週木曜日 15：30～16：30
管理栄養士	早出	6：30～17：45
	遅出	9：15～20：30

宿直員	宿直	20：00～翌7：30
-----	----	-------------

8 施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種類	内容
食事	・栄養士が栄養ならびにご入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 ・食事は可能な限り離床して、共同生活室で食事を摂っていただけるように支援します。 <食事時間> 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 17：00～
排せつ	心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
入浴	・週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・ご入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、必要な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員等によりご入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を実施します。
相談及び援助	・常にご入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努めます。 ・ご入所者およびご家族等からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜の提供	・教養娯楽設備等を備え、適宜ご入所者のためのレクリエーション行事を行います。 ・ご入所者の外出の機会を確保するよう努めます。 ・常にご入所者のご家族等との連携を図るとともに、ご入所者とそのご家族等との交流等の機会を確保するよう努めます。 ・日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご入所者またはそのご家族等において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行います。
健康管理	医師または看護職員が、ご入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。
その他の支援	・寝たきり防止のため、適切に離床の支援を行います。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを適切に支援します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切に整容の支援を行います。 ・口腔ケアを毎日行います。

(サービスの利用の基本料金)

入所者の要介護度、介護保険負担割合証に応じた利用料金の自己負担額をお支払い下さい。利用料金は、入所者の要介護度と介護保険負担割合証に応じて異なります。入所後に要介護度、介護保険負担割合証が変わった場合、利用料金も変わります。

* 基本料金	介護保険負担割合		
要介護度	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要介護度 1	7 1 3 円	1, 4 2 6 円	2, 1 3 9 円
要介護度 2	7 8 7 円	1, 5 7 4 円	2, 3 6 1 円
要介護度 3	8 6 5 円	1, 7 3 1 円	2, 5 9 6 円
要介護度 4	9 4 2 円	1, 8 8 4 円	2, 8 2 6 円
要介護度 5	1, 0 1 5 円	2, 0 3 0 円	3, 0 4 5 円

* 居住費・食費	居住費	食費
第 1 段階	8 8 0 円	3 0 0 円
第 2 段階	8 8 0 円	3 9 0 円
第 3 段階①	1, 3 7 0 円	6 5 0 円
第 3 段階②	1, 3 7 0 円	1, 3 6 0 円
第 4 段階	3, 0 0 0 円	1, 8 0 0 円

* 各種加算 I（全入居者にお支払頂くもの）

加 算	自己負担額（1割）	内 容
	自己負担額（2割）	
	自己負担額（3割）	
① 初期加算（入所後 30 日間）	3 1 円	入所後 30 日に限り算定 30 日以上入院後、再び施設に戻られた場合も同様に算定
	6 3 円	
	9 4 円	
② 栄養マネジメント強化加算	1 2 円	管理栄養士を配置し、入所者ごとの状態に応じた栄養管理を行った場合、また栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定
	2 3 円	
	3 5 円	
③ 看護体制加算（Ⅰ）イ	1 3 円	常勤の看護師を 1 名以上配置した場合に算定
	2 5 円	
	3 8 円	
④ 看護体制加算（Ⅱ）イ	2 4 円	看護職員を常勤換算方法で 2 名以上配置し 病院との連携で 24 時間の連絡体制の確保 をしている場合に算定
	4 8 円	
	7 2 円	
⑤ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	4 2 円	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状態に
	8 4 円	
	1 2 6 円	

⑥ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	52円	係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定		
	105円			
	157円			
⑦ 安全対策体制加算	21円	担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定		
	42円			
	63円			
⑧ ADL 維持等加算（Ⅰ）	31円	入所者の ADL 値を測定し、厚生労働省に提出した場合に算定		
	63円			
	94円			
⑨ ADL 維持等加算（Ⅱ）	63円			
	126円			
	189円			
⑩ 日常生活継続支援加算Ⅱ	48円	要介護 4～5 の割合が 70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上、たん吸引や経管栄養等の必要な方が 15%以上のいずれか 1 つ、かつ介護福祉士を入所者の数が 6 またはその端、数を増すごとに 1 名以上配置している場合に算定		
	96円			
	144円			
⑪ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23円	介護福祉士が 80%以上、または勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上	日常生活継続支援加算及び（Ⅰ）～（Ⅲ）の重複算定は不可	
	46円			
	69円			
⑫ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19円	介護福祉士が 60%以上		
	38円			
	57円			
⑬ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	介護福祉士が 50%以上、または常勤職員が 75%以上、または勤続 7 年以上の職員が 30%以上		
	13円			
	19円			
⑭ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	11円	協力医療機関との間で感染発生時等の対応を取り決めるとともに発生時に連携し対応。また、医療機関が行う感染対策に関する研修または訓練に参加している場合に算定		
	21円			
	31円			
⑮ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5円	協力医療機関による感染対策に関する実地指導を受けている場合に算定		
	11円			
	16円			

⑩協力医療機関連携加算	1 0 5 円(6 円)	協力医療機関との間で入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行った場合に算定 ※協力医療機関の要件に応じて()内の金額へ変動あり
	2 0 9 円(1 1 円)	
	3 1 4 円(1 6 円)	
⑪生産性向上推進体制加算Ⅰ	1 0 5 円	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の向上および職員の負担軽減等の業務改善を行い、取り組み効果のデータ提供を行い、取り組み成果が確認されている場合に算定
	2 1 0 円	
	3 1 4 円	
⑫生産性向上推進体制加算Ⅱ	1 1 円	見守り機器等のテクノロジーをひとつ以上導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の向上および職員の負担軽減等の業務改善を行い、取り組み効果のデータ提供を行っている場合に算定
	2 1 円	
	3 1 円	
⑬介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	サービス費および各加算合計の13.6%に相当する分	

※⑤～⑥、⑩～⑬は、いずれか1つのみ算定されます。

※入所後、30日以上入院をされ、再び施設に戻られた場合、再度初期加算を頂く事になります。

*各種加算II

(対象の入所者のみにお支払いいただくもの)

加 算	自己負担額 (1 割)	内 容
	自己負担額 (2 割)	
	自己負担額 (3 割)	
① 配置医師緊急時対応加算 (通常の勤務時間外の場合)	3 4 0 円 (回)	配置医師の早朝、夜間及び深夜の時間帯を除いた時間外に診療を行った場合に算定
	6 7 9 円 (回)	
	1, 0 1 9 円 (回)	
② 配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間の場合)	6 7 9 円 (回)	配置医師が施設の求めに応じ、早朝、夜間または深夜に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合に算定
	1, 3 5 9 円 (回)	
	2, 0 3 8 円 (回)	
③ 配置医師緊急時対応加算 (深夜の場合)	1, 3 5 9 円 (回)	早朝 : 6:00～8:00
	2, 7 1 7 円 (回)	夜間 : 18:00～22:00
	4, 0 7 6 円 (回)	深夜 : 22:00～6:00
④ 看取り介護加算 (I) (死亡日以前31日～45日)	7 5 円	医師により回復の見込みがないと診断され、入所者又はご家族等が看取りをご希望された場合に算定
	1 5 0 円	
	2 2 6 円	

⑤ 看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前４日～３０日）	１５０円	当施設または居宅にて亡くなられた場合、 死亡以前４５日を上限として算定
	３０１円	
	４５１円	
⑥ 看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前２日～３日）	７１１円	看取り介護加算ⅠないしⅡのいずれかを算定 （医療の提供体制の整備ができている場合は Ⅱを算定）
	１，４２１円	
	２，１３２円	
⑦ 看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日当日）	１，３８８円	
	２，６７５円	
	４，０１３円	
⑧ 看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日以前３１日～４５日）	７５円	
	１５１円	
	２２６円	
⑨ 看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日以前４日～３０日）	１５１円	
	３０１円	
	４５１円	
⑩ 看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日以前２日～３日）	８１５円	
	１，６３０円	
	２，４４５円	
⑪ 看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日当日）	１，６５１円	
	３，３０２円	
	４，９５３円	
⑫ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	３円（月額）	褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居 者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を 策定した場合に算定
	６円（月額）	
	９円（月額）	
⑬ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	１４円（月額）	
	２７円（月額）	
	４１円（月額）	
⑭ 排せつ支援加算（Ⅰ）	１１円（月額）	排せつに介護を要する入所者に対して適切 な対応を行うことにより要介護状態の軽減 もしくは悪化の防止が見込まれると医師ま たは看護職員が判断した場合、支援計画を 作成し支援を継続して実施した場合に算定 （支援日から６月以内の期間に限り算定）
	２１円（月額）	
	３１円（月額）	
⑮ 排せつ支援加算（Ⅱ）	１６円（月額）	
	３１円（月額）	
	４７円（月額）	
⑯ 排せつ支援加算（Ⅲ）	２１円（月額）	
	４２円（月額）	
	６３円（月額）	
⑰ 個別機能訓練加算（Ⅰ）	１３円	機能訓練指導員により機能訓練計画の作成 をし、訓練を行った場合に算定
	２５円	
	３８円	
⑱ 個別機能訓練加算（Ⅱ）	２１円	

⑮ 個別機能訓練加算（Ⅱ）	4 2 円	機能訓練指導員により機能訓練計画の作成をし、訓練を行った場合に算定
	6 3 円	
⑯ 個別機能訓練加算（Ⅲ）	2 9 円	
	4 2 円	
	6 3 円	
⑰ 経口移行加算（最大 1 8 0 日）	3 0 円	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合に 180 日を限度として算定
	5 9 円	
	8 8 円	
⑱ 経口維持加算（Ⅰ）	4 1 8 円（月額）	摂食障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、経口維持計画を作成し、管理栄養士が食事食事摂取の管理を行った場合に算定
	8 3 6 円（月額）	
	1, 2 5 4 円（月額）	
⑳ 経口維持加算（Ⅱ）	1 0 5 円（月額）	
	2 0 9 円（月額）	
	3 1 4 円（月額）	
㉑ 療養食加算	7 円（回）	入所者の病状等に応じて、医師の指示により治療食を提供した場合に算定
	1 3 円（回）	
	1 9 円（回）	
㉒ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	9 4 円（月額）	口腔機能維持管理体制加算を算定し、かつ歯科衛生士による口腔ケアを月に 2 回以上実施している場合に算定
	1 8 8 円（月額）	
	2 8 2 円（月額）	
㉓ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1 1 5 円（月額）	
	2 3 0 円（月額）	
	3 4 5 円（月額）	
㉔ 再入所時栄養連携加算	2 0 9 円（回）	退院後の再入所時において必要となる栄養管理が大きくことなるため、当該施設の管理栄養士が病院等の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合に算定します（1 回を限度として算定）
	4 1 8 円（回）	
	6 2 7 円（回）	
㉕ 外泊・入院加算（最大 6 日間）	2 5 7 円	入所者が病院等に入院した時または外泊した場合、入院した翌日から当該月 6 日間(当該入院が月をまたがる場合には最大 12 日間)を限度に算定します
	5 1 4 円	
	7 7 1 円	
㉖ 自立支援促進加算	2 9 3 円	自立支援に係る支援計画等を策定し、支援計画に従ったケアを実施した場合に算定します
	5 8 6 円	
	8 7 8 円	
㉗ 在宅復帰支援機能加算	1 1 円	入所者の退所後に指定居宅介護支援事業者に必要な情報の提供、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定
	2 1 円	
	3 2 円	
㉘ 退所前訪問相談援助加算	4 8 1 円	入所期間が 1 ヶ月を超える入所者が、退所後居宅サービスを利用する場合、退所に先

③⑩ 退所前訪問相談援助加算	9 6 1 円	立って介護支援専門員等が居宅を訪問し、 本人及び家族等に対して相談援助を行った 場合に算定 (入所中 1 回算定)
	1, 4 4 2 円	
③⑪ 退所後訪問相談援助加算	4 8 1 円	退所後居宅サービスを利用する場合、介護 支援専門員等が退所後 30 日以内に居宅を訪 問し、本人及び家族等に対して相談援助を 行った場合に算定 (退所後 1 回を限度として算定)
	9 6 1 円	
	1, 4 4 2 円	
③⑫ 退所時相談援助加算	4 1 8 円	入所期間 1 ヶ月を超えた入所者が退所し居 宅サービスなどを利用する場合に相談援助 を行い、かつ退所後の居住地がある市町村 の地域包括支援センターに対して、入所者 の介護状況の文書、情報を提供した場合算 定 (1 回を限度として算定)
	8 3 6 円	
	1, 2 5 4 円	
③⑬ 退所前連携加算	5 2 3 円	入所期間 1 ヶ月を超える入所者が退所した 後、居宅でサービスを受ける前に、本人の 同意の下、本人が希望する指定居宅介護支 援事業者に対し、診断状況を記した文書や 必要な情報を提供、連帯したサービス利用 の調整を行った場合算定 (1 回を限度として算定)
	1, 0 4 5 円	
	1, 5 6 8 円	
③⑭退所時情報提供加算	2 6 1 円	医療機関へ退所する場合、心身の状 況、生活歴等の情報を提供した場合に 算定
	5 2 3 円	
	7 8 4 円	
③⑮ 若年性認知症受入加算	1 2 5 円	65 歳未満の認知症入所者を受けれた 場合に算定
	2 5 1 円	
	3 7 7 円	
③⑯認知症チームケア加算Ⅰ	1 5 7 円	認知症介護の指導に係る専門的な研修 を修了した者を 1 名以上配置し、チー ムを組んだ上で、認知症の行動・心理症 状の有無および程度についての計画、 評価、見直し等を行っている場合に算 定
	3 1 4 円	
	4 7 0 円	
③⑰認知症チームケア加算Ⅱ	1 2 5 円	認知症介護に係る専門的な研修を修了 した者を 1 名以上配置し、チームを組 んだ上で、認知症の行動・心理症状の有 無および程度についての計画、評価、見 直し等を行っている場合に算定
	2 5 1 円	
	3 7 6 円	

※①②③は、医師が緊急時に早朝・夜間又は深夜および通常の勤務時間外に施設を訪問し入所者の診療を行った場合のみ算定されます。

※④～⑪については、④～⑦ないし⑧～⑪のいずれかを算定されます。(医療の提供体制の整備が来ている場合は⑧～⑪を算定)

※⑫は、再入所した場合に1回限り算定されます。

(2)介護保険給付外サービス

種類	内容
居住費・個室使用料	施設を利用し、滞在されるにあたりご負担いただきます。 利用料金：3,000 円（1 日につき）
入院・外泊時の居住費・個室使用料	入院時又は外泊時（7 日目以降）は居室料をご負担いただきます。 利用料金：3,000 円（1 日につき）
食費	入所者に提供する食事の材料および調理にかかる費用をいただきます。 1 日につき 1,800 円（内訳 朝食：410 円 昼食：720 円 夕食：670 円）
おやつ代	50 円
特別な食事	外食した場合の食費実費相当額、または施設での入所者の希望に基づいて特別な食事を選択された場合の食費実費相当額。
理美容代	ご希望により、訪問理美容による理髪・美容サービスをご利用いただけます。 利用料金：要した費用の実費
預かり金の管理	入所者預かり金等管理規程に基づき預かり金等を管理します。 利用料金：月額 1,000 円
教養娯楽費	ご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただけます。 利用料金：材料代等の実費
複写物の交付	利用料金：10 円（1 枚につき）
文書料	1 枚につき 100 円 領収証等の再発行、入所者の入所証明書などの交付費用。
日常生活用品の購入について	ご入所者またはご家族等でのご用意が難しい場合にご相談ください。 購入にかかった費用の実費並びに [*] 20 円相当のガソリン代
受診に伴う医療費	傷病等により外部の医療機関に通院された場合の通院費及び薬剤費用をご負担いただきます。 要した費用の実費
電気器具使用料	居室に持ち込まれたテレビや冷蔵庫等の電化製品使用に伴う電気代 利用料金：月額 1 品あたり 20 円

(3)利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）料金は1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下の方法でお支払い下さい。1 か月に満たない期間のサービス利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。

①金融機関口座からの自動振替（翌月 23 日引き落とし）

当施設指定の金融機関（滋賀銀行）の口座から自動振替にてお支払い頂く事ができます。

②指定口座への振込み

下記の施設指定の金融機関口座へ振込みにてお支払い頂く事ができます。手数料は振込み依頼者の負担となります。

金融機関	滋賀銀行 瀬田駅前支店
店番	190
口座番号	534076
口座名義	社会福祉法人六匠会 地域密着型特別養護老人ホーム紬 理事長 北村 拓人

③施設窓口で現金支払い（受付時間：8：30～17：30）

当施設の事務所へ来て頂き、お支払い下さい。

※利用料金滞納等がありました場合は、お支払い方法を指定させて頂くことがあります。

※ご入金確認後、領収証を発行させて頂きます。（領収証には、医療費控除対象額が、明記されています。当該月の自己負担額・居住費・食費の合計額の半額が対象額となります。）

(4)法定代理受領

介護保険のサービス利用料に際しての負担方法のことで、要介護認定を受けた入所者がケアプランに基づいた指定サービスを受けた場合に、入所者は全体の1割または2割または3割分（「介護保険負担割合証」に記載の割合）の費用を支払うが、その負担分を除いた分については事業者が市町村等に請求し、市町村などから支払いを受けることをいいます。

(5)償還払い

保険料滞納等で法定代理受領とならない場合に、入所者が費用の全額をサービス提供事業者にいったん支払い、その後、申請を行い保険者である市町村から、その費用の9割または8割または7割分の現金の償還（払い戻し）を受けることをいいます。

9 協力医療機関・協力歯科医療機関

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

名称	所在地
滋賀病院	大津市富士見台 16-1
市立大津市民病院	大津市本宮 2 丁目 9 番 9 号
南大津クリニック	大津市大石中 2 丁目 6-6
びわ湖大津デンタルクリニック	大津市長等 2 丁目 1 番 21 号

10 緊急時の対応

サービスの提供中に入所者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合、速やかに代理人、主治医や協力医療機関等への連絡等必要な措置を講じます。入所者の体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡いたします。

11 非常災害設備について

非常災害に備えて防火管理者を定め、消防、風水害、耐震等に対応するための防災計画を作成し、定期的に年 2 回の避難、救出等の非常災害訓練を行うとともに、防災意識の向上を図ります。

防災設備	設備名称	設置状況	設備名称	設置状況
	スプリンクラー設備	あり	消火器	あり
	自動火災報知設備	あり	火災通報装置	あり
	避難器具（救助袋）	あり	誘導灯	あり
	非常用照明設備	あり	防火戸	あり
	排煙設備	あり		
	カーテン・ふとん等は防災性能のあるものを使用しております。			

12 身体的拘束等の廃止について

当施設では、原則として身体的拘束等を行いません。ただし、緊急やむを得ない場合には当施設で作成する「身体的拘束等の適正化のための指針」を遵守し、ご家族等の同意を得た上で行います。

また、年 2 回以上職員研修を行い、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、適正化の徹底を行います。

13 ご利用の際の留意事項およびご協力のお願い

面会	・面会時間は原則 9：00～17：00 です。 ・面会時はその都度面会票に記入をお願いします。 ご入所者の衣類やおやつ等、お持ちになったものがありましたら職員までお知らせください。 *感染症等の発生を含む事情により、一時的に面会をご遠慮、または制限させていただきます場合があります。 *食中毒等の感染症予防および発生を含む諸事情により、一時的に飲食物の持ち込みをご遠慮、または制限させていただきます場合があります。
外出・外泊	・外出外泊を希望される場合は、「外出・外泊届」に必要事項をご記入いただき、職員へお知らせください。 外泊時はお薬の確認が必要なため、事前に職員までご連絡ください。 ・食事が不要の場合には食事代はかかりません。 ・外泊や入院をされた場合は、ひと月 6 日間を限度として（月をまたぐ場合は最長 12 日間まで）1 日あたり 246 単位の「外泊時費用」をいただきますのでご了承ください。（上表 各種加算Ⅱ㉔自己負担額参照） ・7 日目以降は 1 日 3,000 円の居住費・個室使用料をいただきます。 （この間にショートステイとしてお部屋を利用させていただいた場合は「外泊時費用」又は「居住費・個室使用料」はいただきません）
食事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。
入院	・病院等に入院した場合、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがある場合は、退院後も再び施設に入所できるものとしますが、費用負担等についてご心配な場合は、遠慮なくご相談ください。 ・ひと月 6 日間を限度として（月をまたぐ場合は最長 12 日間まで）1 日あた

	り 246 単位の「外泊時費用」をいただきますのでご了承ください。（上表 各種加算Ⅱ㊸自己負担額参照） ・入院中も居住費・個室使用料をいただきます。7 日目以降は 1 日 3,000 円の居住費・個室使用料をいただきます。 （この間にショートステイとしてお部屋を利用させていただいた場合は「外泊時費用」又は「居住費・個室使用料」はいただきません）
居室・設備器具の利用	・居室には洗面台とベッドをご用意しております。その他タンス等必要な家具につきましてはご用意ください。 ・ご希望により、テレビ・冷蔵庫を居室に設置できます。 （別途電気代がかかります） *テレビをご利用の際は、音量等他の方への配慮をお願いします。 *冷蔵庫は、ご入所者が食品の管理をおこなえない場合、設置を控えていただくことがありますのでご了承ください。 ・施設内の居室や設備等は本来の利用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用で破損等が生じた場合に賠償していただくことがございます。 ・入所後の居室については、ご入所者の心身の状況に合わせて変更させていただく場合がありますのでご了承ください。
現金・貴重品等の管理	多額の金銭および貴重品、必要のない物品は、なるべくお持ちにならにようお願いいたします。お持ちになる場合は、個人の責任においてお願いします。
残置物の引き取り	・退所時には代理人が残置物を引き取っていただきます。 ・施設にて処分する場合は、料金が発生いたします。
医療機関の受診等	ご入所者が特に希望される医療機関がある場合には、お申し出ください。配置医師と相談のうえ、対処いたします。ただし、上記の場合や医療機関・治療内容等によりご家族に付き添いのご協力をいただく場合もございます。
喫煙・飲酒	喫煙は原則お断りしています。 また、飲酒はご相談により可とすることもあります。施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とします。
金銭および物品の供与および貸与等	他のご入所者への物品や金銭の供与および貸与は行わないでください。そのことによるトラブルについては施設側では責任を負いかねます。
迷惑行為等	ハラスメント、騒音等、他のご入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
自傷行為	自傷行為がみられた場合、配置医師と相談の上、受診等、適切な措置をとります。
宗教活動・政治活動・営利活動	他のご入所者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

14 苦情相談窓口

当施設でのサービスで気がついたことや改善してほしいこと、要望や相談・苦情などがありましたら受付担当者までお気軽にご相談ください。

当施設の窓口	受付担当者	生活相談員 毎週月曜日～金曜日 午前 9 : 00～17 : 00 TEL : 077-531-0102 FAX : 077-531-0103
--------	-------	--

		*「ご意見箱」を内玄関に設置しております。
	解決責任者	施設長
	第三者委員	社会福祉法人六匠会 監事 高間 真太郎 TEL : 077-575-8708 社会福祉法人志賀福祉会 理事長 村田 隆 TEL : 077-596-2233 * 第三者委員は中立公正な立場で意見を述べる人です

その他の窓口	大津市介護保険課 滋賀県大津市御陵町 3-1 大津市役所 健康保険部 介護保険課 TEL : 077-528-2753 FAX : 077-526-8382
	滋賀県国民健康保険団体連合会 滋賀県大津市中央 4 丁目 5-9 TEL : 077-510-6605 FAX : 077-510-6606
	滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会） 滋賀県草津市笠山 7 丁目 8-138（県立長寿社会福祉センター内） TEL : 077-567-4107 FAX : 077-561-3061

15 事故発生時の対応と損害賠償

当施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。

また、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

事故発生時の対応	サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、必要に応じて市・各関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。具体的な対処として、（１）発見時すぐに対応する…外傷の有無の確認、バイタル測定（血圧・体温・脈拍等）、看護職員に連絡、場合によっては救急車の出動依頼など（２）原因を分析する…（介護者側の要因・入所者側の要因・環境要因の３つの側面から考える。）（３）今後の対応を考える…（事故対象の入所者の方には申し訳ないのですが、一つの事故を糧にして、同じ事故を起こさないよう配慮していく。）という対応を心がけます。
損害賠償について	サービスの提供により、ご入所者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災等不可抗力による場合や生活上のリスクによる場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。なお、万が一の事故に備えて民間の賠償責任保険に任意加入しております。
生活上のリスクについて	生活上のリスクについては、何処で生活していても起こりえる事として、原則損害賠償の対象外となります。但し、入所者個々の心身の状況や、その時点の状況により個別の判断となり、施設利用中の重大な事故（骨折等）については、その都度保険会社との協議を施設側が行います。趣旨をご理解頂きますよう、お願い致します。なお別紙、契約書への署名・押印をもって、上

記内容へ同意して頂いたものとします。

16 権利擁護、虐待防止

当施設は、入所者の権利擁護や虐待防止の為、必要な指針を定め担当者や責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保するものとします。

17 契約締結からサービス提供までの流れ

ご入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については『地域密着型施設サービス計画』に定めます。また作成および変更は次の手順で行います。

1. 当施設の介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当させます。



2. 地域密着型施設サービス計画の原案について、ご入所者およびそのご家族等に対して十分に説明し、ご意向を確認いたします。
--



3. 地域密着型施設サービス計画は、6ヶ月に1回、あるいはご入所者の状態の変化に応じて、もしくはご入所者およびそのご家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認します。変更の必要がある場合には、ご入所者およびそのご家族と協議して地域密着型施設サービス計画を変更します。（ケアカンファレンスについては必要に応じ随時開催いたします。）
--



4. 地域密着型施設サービス計画が変更された場合には、ケアカンファレンス時や面会時、または郵送にてご入所者、ご家族に対して書面を交付し、内容をご確認の上、同意をいただきます。

18 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入所者に退所していただくことになります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご入所者が死亡した場合②要介護認定によりご入所者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合、または要介護認定により要介護1及び2と判定され特例入所の要件に該当しない場合③当法人が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な損壊等により、ご入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合⑥ご入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください） |
|---|

(1)ご入所者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご入所者から当施設の退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合、または運営規程の変更に同意することができない場合②ご入所者が入院された場合③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご入所者の身体・財物・尊厳等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥他の入所者がご入所者の身体・財物・尊厳等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご入所者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご入所者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体、財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合（例：ご利用者・ご家族が、暴力・ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し状況の改善や理解が得られない場合は解除させていただきます。）④ご入所者が連続して3ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（*）④ ご入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合 |
|---|

*ご入所者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- | |
|---|
| <p>①検査入院等、短期入院の場合</p> <p>1ヶ月につき6日以内の短期入院の場合は、退院後再び施設にもどることができます。ただし、入院期間中であっても入院時の費用（246単位）及び居住費・個室使用料をご負担いただきます。</p> |
| <p>②上記期間を超える入院の場合</p> <p>3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設にもどることができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。</p> <p>なお、入院期間中は入院時の費用（246単位）及び居住費・個室使用料（3,000円）をご負担いただきます。</p> |
| <p>③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合</p> <p>3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、医師・ご家族・施設との話し合いによる同意のもと、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。</p> |

(入院期間中の利用料金)

入院期間中であっても、居住費・個室使用料をご負担いただきます。ただし、ご入所者が利用してい

た居室を短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3)円滑な退所のための援助

ご入所者が当施設を退所する場合には、ご入所者の希望により、事業者はご入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、居宅において日常生活を営むことができると認められるご入所者に対し、ご入所者及びご家族等の希望、ご入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介及び事業者に対する情報の提供
居宅介護支援事業者の紹介及び事業者に対する情報の提供
その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介及び事業者に対する情報の提供

19 個人情報の使用について

当法人および施設の職員は雇用期間中および退職後も、正当な理由なく業務上知り得たご入所者またはご家族の秘密および個人情報を漏らさないことを雇用契約時に誓約しております。

また、当施設では、個人情報保護法、特定個人情報保護法及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」等、関係諸法令に基づき、下記のようになっています。

1. 個人情報の使用目的

介護保険法等の関係法令に基づく、介護サービスを円滑、適切に実施することを目的とします。

2. 個人情報の定義

個人に関する情報で当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものとします。

3. 個人情報の使用内容

事業所内	* 必要な箇所に個人の名前を表示 * 往診時等、配置医師への情報提供 * 地域密着型施設サービス計画作成等、ケアについての担当者カンファレンスでの情報提供
外部機関	* 医療機関、介護サービス事業所との連携・情報提供 * 市町村への申請、事故発生時の報告等 * 審査支払機関へのレセプト提出および照会への回答
共通	* 事業所広報関係等の写真掲載（入所者または家族の了承が得られた場合） * 事業所内外で行われる事例検討会、研修会等（外部の場合は入所者または家族の了承が得られた場合） * ボランティア、実習生等に対しての入所者氏名、身体状況等の情報提供

4. 個人情報の使用条件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう取扱いには最新の注意を払います。

災害や事故等、緊急に対応が求められる場合、適切なサービスを適用するために使用することがございます。

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無、なし

21 その他

1. 事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。
2. 事業者の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項について同じ。）ではありません。
3. 事業者は、その運営について、暴力団員の支配を受けていません。
4. 事業者は、運営推進会議において、事故・苦情・身体拘束・虐待・感染等、施設運営において重要な事項については、入所者の個人情報について配慮し、報告いたします。

本書面に基づき、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

《事業 者》

＜事業者名＞ 社会福祉法人 六匠会
＜事業所名＞ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 地域密着型特別養護老人ホーム 紬
＜住 所＞ 滋賀県大津市南郷六丁目 1102 番地の 1

＜施 設 長＞ 松川 恵 ⑩

＜説 明 者＞ 職種 _____

 氏名 _____ ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの内容及び重要事項の説明を受けました。

＜本 人＞ 住所 _____

 氏名 _____ ⑩

＜代 理 人＞ 住所 _____

 氏名 _____ ⑩

 電話番号 _____

* 本人が署名・押印が困難な場合、代理人の方が代筆されても結構です。